

避 難

【応急仮設住宅（民間賃貸借上）の提供】

- ◆ 住宅が全壊、全焼又は流出などにより居住する住家がなく、長期にわたって家に戻れない世帯については、無料で入居可能な応急仮設住宅を用意するほか、県が借り上げた民間賃貸住宅を2年以内の期間提供する制度があります。個人で契約した民間賃貸住宅についても家賃や間取りなどの要件が合致すれば、改めて県が借りて提供することが可能です。
- ◆ 宮城県では、県内全ての避難所が解消（仮設住宅等へ入居）されることから、平成23年12月28日をもって、民間賃貸住宅借上げの一般の受付を終了しています。なお、個別の事情（県外に一時避難されていた方が戻って来る場合など）に応じた対応は継続しています。
- ◆ 詳しくは市町村仮設住宅受付窓口又は宮城県震災援護室仮設住宅調整班（Tel：022-211-3257）にお問い合わせください。
- ◆ これらの住宅についても、日本赤十字社から生活家電セット（洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ及び電気ポットの6点）の寄贈を受けることができます。詳しくは、ご入居先の県又は市町村にお問い合わせください。
- ◆ また、公営住宅等への入居については、被災者向け公営住宅等情報センター（Tel：03-5229-7633）にお問い合わせください。

【応急仮設住宅のバリアフリー化の補修等】

- ◆ 応急仮設住宅については、災害救助法に基づき、公費負担で、高齢者・障がい者等の利用に配慮した簡易スロープや踏み台の設置等のバリアフリー化の補修等が可能（平成23年度中の補修等が対象）です。
また、要支援・要援護の認定を受けた方（家族）については、介護保険制度の住宅改修費による補修（限度額20万円うち1割自己負担）もあります。住宅が全半壊等の場合には、平成24年2月29日までは自己負担分が免除されています。
- ◆ 詳しくは市町村仮設住宅受付窓口にお問い合わせください。

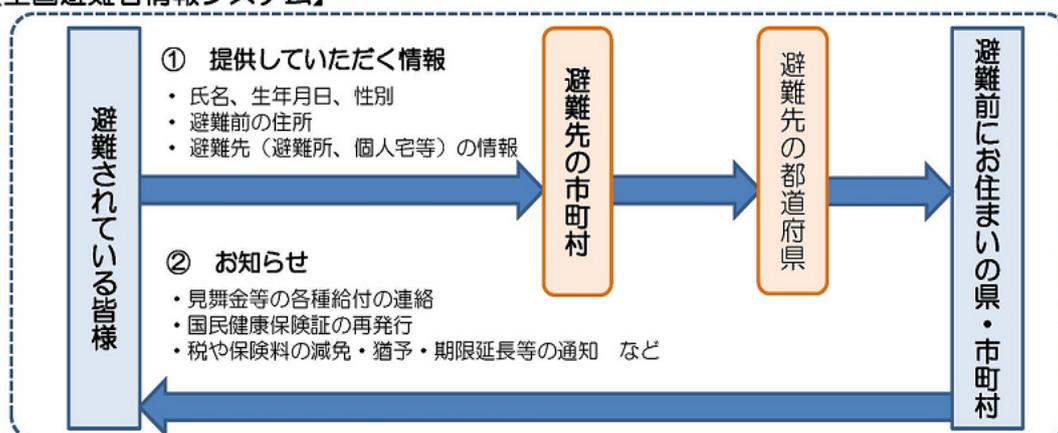
【全国避難者情報システム】

- ◆ 東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難しており、住所地の市町村や県では、避難者の所在地等の情報把握が課題となっていることから、避難者から避難先の市町村へ任意に提出された避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供を行う「全国避難者情報システム」が構築されています。

避難前にお住まいの県や市町村から様々なお知らせをお届けいたしますので、避難者の方は、避難先の市町村へご自身の情報をご提供ください。

- ◆ 詳しくは、避難先の市町村にお問い合わせください。

【全国避難者情報システム】



[ガイドブック目次に戻る](#)
[東北管区行政評価局HPに戻る](#)